

雇児福発第0329001号
社援基発第0329001号
障障発第0329001号
平成17年3月29日

各 都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

**施設種別の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける
各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス
内容評価基準ガイドライン」等について**

福祉サービス第三者評価事業については、平成16年5月7日付け雇児発第0507001号、社援発第0507001号、老発第0507001号「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」を発出し、福祉サービス第三者評価事業に関する指針を示すとともに、平成16年8月24日付け雇児総発第0824001号、社援基発第0824001号、障企発第0824001号、老計発第0824001号「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドラインについて」を発出し、各評価項目の判断基準に関するガイドライン等を示したところである。

社会福祉法人全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）が設置した評価基準等委員会においては、本年度引き続き、児童入所施設（児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院）及び障害者・児施設に関する、福祉サービス第三者評価基準ガイドラインの在り方の検討が行われたところであるが、今般、本検討結果を踏まえ、施設種別の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評

価項目の判断基準に関するガイドライン」(児童入所施設版は別紙1、障害者・児施設版は別紙2)を策定したので、貴管内市町村及び関係者に周知の上、円滑な事業実施が図られるよう、ご配慮願いたい。また、施設種別の評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点については、それぞれ別紙1の別添及び別紙2の別添のとおりであるので、参考とされたい。なお、これらは、先にお示しした福祉サービス第三者評価基準ガイドライン等の評価項目等についてその基本を維持しつつ、各施設の特性を踏まえて所要の修正を加えたものである。

さらに、あわせて、施設種別の「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」及び評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点(児童養護施設版は別紙3、母子生活支援施設版は別紙4、乳児院版は別紙5、障害者・児施設版は別紙6、及びこれらの別添)を策定したので、評価基準の策定等について、十分にご活用願いたい。なお、これらは、各施設におけるサービスの内容を具体的に評価する際の評価基準等である。

また、施設種別の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」(保育所版、婦人保護施設版、児童館版)等については、引き続き全社協の評価基準等委員会において検討が進められているところであり、その検討結果を踏まえて、おって通知する予定であるので申し添える。

おって、本通知については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知するものである。